



お客様と行政機関をつなぐために欠かせない日本語力

－行政書士の業務にとって「正確で分かりやすい日本語力」は必須の条件－

行政書士 小原恭子

小原恭子氏 プロフィール

大学卒業後、静岡の広告会社に入社。企画部でマーケティング業務に携わり、その後 1996 年から 2000 年まで東京の国際法律事務所勤務。2000 年から外資系およびマザーズ上場の IT 企業で広報・宣伝などマーケティングコミュニケーション業務を中心に担当。2009 年から国の行政機関で臨時事務職員として勤務の傍ら行政書士試験に合格。2012 年にマーケティング分野出身の行政書士として、おばら行政書士事務所 (www.officeobara.org) を開業し、コンサルを含めた企業法務を中心に扱う。

○行政書士とは、どのような仕事なのですか？

小原) 行政書士の業務は、国や都道府県、市区町村などの官公署に許認可の申請、届出をするときの書類作成や相談、手続きの他に、契約書や協議書など権利義務に関する書類の作成・相談を扱っています。その分野はとても幅広く、取り扱う書類の種類は 1 万種類を超えともいわれています。

一般の方々でしたら、例として自動車の名義変更、相続時の相続人や財産調査、ネットショップで商品売買するときの規制に基づく届出などです。民間企業や各種法人であれば、その業界を規制する法令や規則に基づく許認可や届出、会社設立に伴う手続きや各種契約書などです。このように、身近なところに多くの必要な手続きや書類があり、なかなか手間や時間がかかるものも多いので、書類作成のプロである行政書士にご依頼いただくことが多いのです。

私はその中でも、企業経営者の方が活用される国や自治体の補助金申請や、会社設立、外国人の在留資格の認定申請などを主に扱っています。

○官公署に提出する書類で、どのような場合に日本語の重要性を感じますか。

小原) 記載事項が細かく決まっている申請書であれば、登記簿の記載事項や決算の数値などを収集して正確に転記すればいいのですが、私が扱う申請書では、それぞれで要求される記載事項が異なります。また、特筆すべきことなど、お客様一件ずつの特徴をきちんと表現する必要があります。

お客様の仕事に関わる許認可や補助金の採択、日本での滞在に関わる重要な事項を、書類を通じて官公署に説明しますので、私たちの業務にとって正確で分かりやすい日本語力は必須の条件です。

単に事実を書くだけでなく、関係法令も理解しなければなりませんので、「読み書き」の日本語力は一般の方々より、はるかに要求される仕事だと思います。

○法律の理解に日本語力が必要ということは何のようなことですか。

小原) 行政書士試験の話になりますが、私は法学部卒でもなく民間企業の出身なので、試験勉強では日常で使用している日本語と法律用語で異なる点も多くて、初めは苦労しました。「又は」「若しくは」、「場合」「とき」「時」など、それまでは意識したことがない用語の使い方に細かな違いがあったり、「瑕疵 (かし)」や「心裡留保 (しんりりゅうほ)」など用語自体の読み書きが難しいものもあつたりします。

法律はとても構造がきっちりした体系で作られています。まずは、こうした基本的な法律用語から勉強をする必要があります。試験科目は、憲法、民法、行政法が中心です。

また、実務での日本語力が必要だからだと思のですが、行政書士試験では一般知識分野で国語の試験のような「文章理解」の問題もいくつかあります。受験者にとっては、ここは落とせないところですね。

○ほかに実務で日本語力が必要に場面はありますか。

小原) 民間企業と公的機関、個人と企業など多くの方々をつなぐ私たちは、書類だけでなくコミュニケーションも大切なので、実際に会って会話するときの「聞き取り能力」や「伝える能力」も非常に重要です。

お客様が言いたいこと、伝えたいことを限られた時間で正確に聞き取り、官公署に、法令や要件に沿った形で伝えなければなりません。まさに日本語力をフル活用する職種だと思います。とすると、民間の方が理解しにくい堅苦しい表現を用いてしまい、お客様がきょとんとされる場合もあり、反省して言い直すこともあります。日々、できるだけ分かりやすく伝えるように努めています。

○日本語検定が仕事でも役立ちそうですね。

小原) はい。行政書士の仕事は、日本語の読解力、理解力、伝達力など、日本語力のすべてが必要になる業務です。企業経営者や官公署、ご年配の方々とお接することが多いので、恥ずかしい日本語を使うわけにはいきません。

基本となる日本語検定を通じて必要な語彙力や表現力を高め、さらにスキルを高めたいと思っています。